

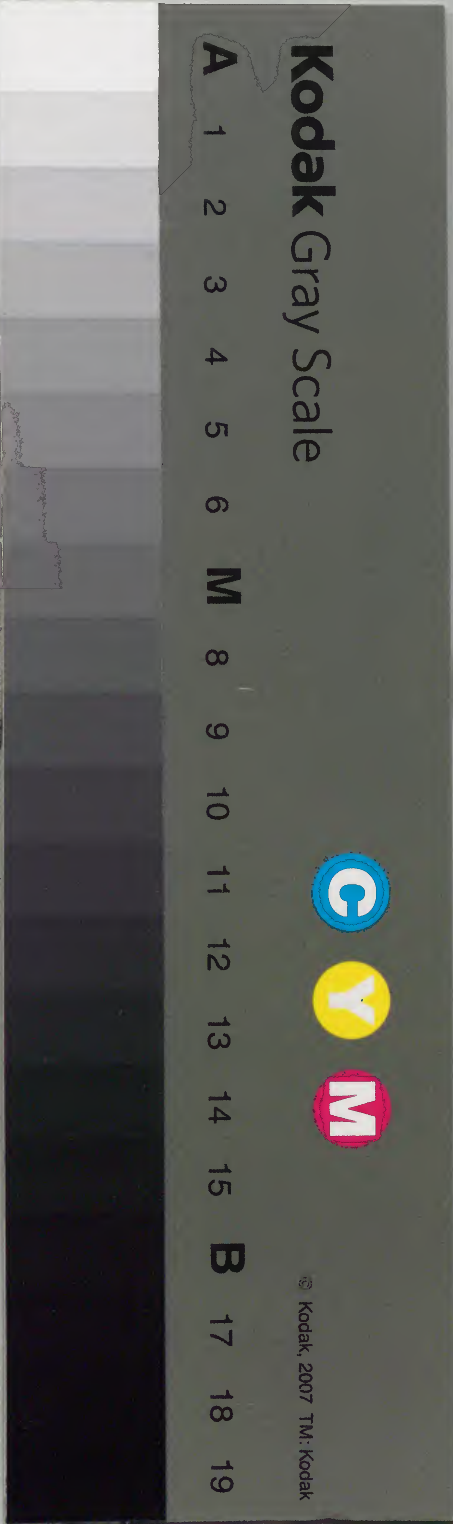
舊考餘錄

三

					和書門類
				二七四號	
	一八	八			
	三	八			
五册					

庫文閣內					
一四九函				二七四號	和書類
一八架	五册				

內閣文庫		
番號	和	27744
冊數		5 (3)
函號	149	77



明治十三年購求

舊考餘錄卷之三

厭彼御旗前後者

一文以以慈以以り 此為用事

一井田各戰の討り 此為用事

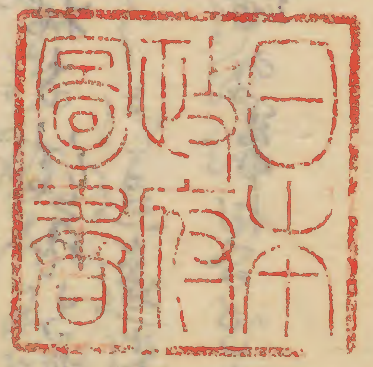
一清康若の侍り 用ひてはしむる事

一清康表遊去 此用の事

一永福三年五月廿二日 此為用事

一永福三年五月廿二日 此為用事

一永福三年五月廿二日 此為用事



一 永福七年 西月 白乳 大樹寺より 二年 事
 一 東照宮 延元 小名 廣徳 下 白の 事 事
 親氏君 表親君 御塚 所考
 信光君 御名 評

清康君 御墳 墓考

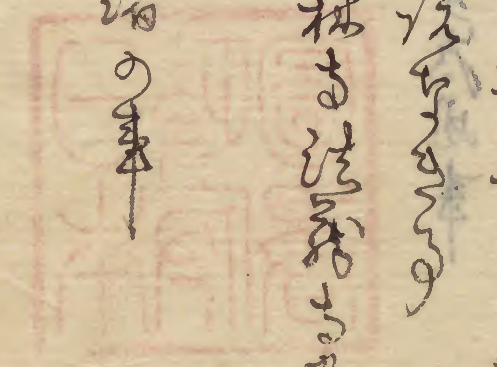
贈大納言 廣忠 郷御墳 墓所 考

一 御遊去 忌辰 異説 考

一 大樹寺 松 考 大樹寺 法 考 考

事

一 桑名 考 考 考



一 大樹寺 考 考 考
 一 大樹寺 考 考 考
 一 大樹寺 考 考 考
 一 御院 考 考 考
 傳通院 殿前 御法 號

舊考餘録卷之三

竹尾次春謹編

厭欣御旗前後考

東照宮三河國ゆゑの御創業者の時時常より其を
らふ事 厭離穢土欣求淨土の時節ハ 汚を脱する事
を厭れんと云哉

東照宮ゆゑの御創業者の時時常より其の二況は又
清く事と云御禮と云乃 善事なりして一極なりす
文明の意はよく云る事

浄僧筆記 曉譽記云 浄南家の出陣、伏見浄土
厭離藏土の二文也。是々文取二年、以恩二年、其月三日、
大樹寺開山、誓言、愚底上人、大檀那、深親忠孝、海公乃
法門と、浪況、勤誠の付、いふ、伊保、其師の、歌、軍、其子の
興隆と、始て、討て、さん、と、言、合、せ、数、多、の、人、殺、と、浪、向
付、所、死、た、る、と、始、極、其、百、始、と、い、一、味、せ、し、ら、は、終、と、
以、討、せ、ら、る、と、数、子、の、歌、言、と、案、よ、お、違、一、取、お、せ
し、ら、は、此、以、存、の、出、例、と、言、免、ら、せ、ら、る、と、い、ま、る、
浄仲との、浄、を、好、と、あ、ら、ま、い、ら、る、
東照公の、再、心、を、誓、言、と、人の、勤、死、を、法、作、ら、る、心

此、浄、群、と、い、ふ、の、間、と、手、取、し、ら、る、ま、る、う、甲、也
位、浄、強、弱、の、ま、と、攻、討、せ、終、つ、終、と、下、以、極、終、は
多、く、年、を、食、む、此、浄、強、は、浄、利、運、也、其、日、之、心、也
浄、強、を、浄、中、と、い、ふ、と、い、ふ、事、由、先、師、大、僧、正、を、ま、た
他、京、の、強、地、京、此、地、京、の、文、と、浄、仲、を、の、か、と、い、ま、る、
大、師、若、浄、一、世、の、る、浄、身、と、終、を、終、と、さ、ら、し、れ、道
浄、子、強、を、り、ら、る、む、浄、中、也、其、日、を、あ、ら、ま、い、ら、る、
井、田、合、戦、の、討、り、の、い、ひ、と、い、ま、る、と、い、ふ、

深秘録云 清康系浄事之後、伊田合戦之節、世云之、刈伊田
御台戦者、天正五、丙申二月初、清康 厭離之御旗、初永禄
君、浄事、後、續、田、信、秀、子、金、取、走

六年四月御改於赤金扇其後又扇子骨
御改之由

淨僧筆記詮記云厭欣の御説、佛事の本一の
御重宝之昔三河國と信濃國との堺に人於平氏
是助の能く奉母の能く奉る者、佛事の本一の
とすくと願ひ難事法をて奉り、是を改し時
親忠君と法との勢を以破る、是中時古樹を以
勢を言と人をも一樹一雲水百姓と奉りか智せらば
時此文を白隠より説り寺の後より不き、討出らば
かは歌をよたふ説き、破るれば、佛事の本一の思ち

佛縁利とちる、此佛縁を以て法塔の御説も
と云是より一向宗一揆をも了免塔此佛縁を
さをも縁へふ也、下界

法康君の御討御をせら奉ると云也

御先祖記享保十八年初冬、
明石貞栄採筆云天文四年未十一月 松平

次郎三郎清康尾洲赤山陣ノ時敵大軍味方ハ少
勢ニテ戦ヲ取 一人モ遁レス討死可有トキ 清康ノ

菩提所三洲岡崎山中ノ大樹寺登峯上人此戦ヲ
兼テ危ク思ハル、故ニ野ヲクリノ幕ニ厭離穢土欣求浄土
ト墨ニテ書出家共ニハ袈裟袈裟ニテ頭ヲツ、ニセ打布ナト

ヲ身ニマトヒ遠方ヨリ見レハ花々ニキ鑑武者ノ如ク
出立セ門前ノ男又百姓彼是百五十人武者ニ作り
水林竹ノ内ニ隠シ伏シタルヤウニテ又顯シ見セ右ノ旗
ヲ押立太鼓ヲ打テ後詰ノ大鼓カ進ムテ来ルニ見セラル、
故ニ敵是ニヲソシテ引退ク故ニ依テ 清康勢カ無量
ニ飯リ候ナリ告例ノ旗ナリトテ御所望ヲサシテ右ノ
旗ヲ御持被成候也

清康卿逝去後其用ト云事

伸書ニ云厭離穢土の淨土云 清康討去後其用ト云事
伝秀之別へ私入せし事 親忠の菩提寺 大樹寺

登峯上人俗流地下人々集ル百地五十餘ト云事
後詰の松ヲ又世に云体云トテ徳利以テ之ニ是ハ
其後用ひ給ハ

永禄元年五月用ひさせ給印ト云事

東照宮御旌記三好氏 江野子云永禄元年戊戌 元康君先
寺部表御發向ノ後未夕三河ニ滞留ニテ侍休息
成ケル如ニ其節尾洲境科野城ニ 松平勘四郎
駿河方トメ楯籠 中畧 去ハトテ大樹寺ノ西口裏門
ヨリ御馬ヲ乘入玉ハ折節寺中ニハ大衆百余人
集會メ法事執行ノ時節ニテアリケレハ住持登峯

和尚驚キ出合奉リ是ハ何事ニテ御入候ソト被申
テレハ公被聞召去レハ箇様々ノ次第ニテ唯今敵
是ハ可押寄コトハ先祖代々ノ墳墓ノ地ナレハ花ヤ
カニ一戦ノ可討死各ハ出家ノ身ナレハ暫ク寺中ヲ退
キ候ヘト被仰テレハ住持聞テ召々頭コソ割タレ皆
皆男夫ニテ候者ヲ此節御大事ヲ見捨テ爭カ左
様ノ義候ヘキ浄心安思召一拒キハ防可候大衆共
拒テト下知セラレテレハ小僧同宿奴僕ニ至ル迄勇
進テ先ツ白布地ニ登誓上人厭離穢土欣求浄土
ハ文字ヲ書タル施餓鬼ノ大旗ヲ指上タリ偕又代々

寺へ上リ物ノ武具中畧今度虎口ノ難ヲ遁レ給フ
御運命強ク自出度御告兆ナレハ迎乃厭離穢土
欣求浄土ノ二句ヲ御旗ノ文ト被成其以後此旗ノ
向フ所トシテ靡カヌ草木モナカリケリ
傳曰其時ノ文ハ先々ノ住持鎮誓ノ手跡ト云云
俗談曰登誓上人右ノ旗ヲ指揚ル時樹木ノ梢纏リ
テ旌ノ末少ク切テレハ大衆禁忌ノ色ニケレハ于時
元康公

切結フ太カノ下コソ地獄ナレ唯打掛レ先ハ極楽
ト狂歌ヲ詠セラレテレハ大衆機ヲ直シケルト彼寺ニ

申傳ノ

大樹寺記十三世登善云永祿元年

家康公岡崎城歸府砌彼戰場為一見本多平八等
主從八騎御忠彼城外之松原中夜ヲ明之給未明言
戰無間不分勝負。公見之駿河方松平勘四郎勘四郎即加勢
而松陰傳ニ敵横合ヨリ近々忍ヲ主從八騎鉄炮如
兩射搦敵被射立ニ敗軍故。公歸城之時經山路上
野村ニ出給而ニ矢作川満水故大門之郷ニ渡無給
所鹿一疋来リ渡ル本多平八云伊賀八幡鹿渡
是河渡神瑞也云先前乘込。家康公餘六騎

共乘込河渡無難從云云 岸上見跡時上野而旗救多見敵

大勢追搦来。公魚下後見魚言甲斐此川岸ニ待請可

為討死被仰供奉面々承リ先大樹寺工有入御可

然諫言隨ニ此詰則大樹寺ニテ欲為自害時先鎖門申

其門敵追搦大勢鉄炮塔九輪之 於之登善諫云惣名

將者可重命不可輕寺内塔頭有二百軒彼等為致

後詰君ニ奉身命拒戰豈不得一旦ノ利乎。公曰

出家後詰如何登善曰山門三井是其例也誰人謗

之有河恥辱。公聞此詰而自死隨師諫言戰敵
即切心給時鎖門不及是作貫水二刀切給貫水付 依

之忽撞鐘大衆集三十人為騎馬武者七十人為步行武者納所袒同七十人カ此僧厭離穢土欣求淨土之幡為軍陣旗出陣不顧身命拒戰故多討死其間法師武者 家康公ヲ供奉ノ歸入岡崎城 中畧有御所望時 公曰此旗指拳出陣之時得勝利中畧出陣之時果而得勝利數度也出陣之節者必受得十念也 下畧

永祿三年五月廿二日此為用と云事

萬世家譜部社曰増上寺書上

神君常弘道淨信仰大樹寺九世鎮譽上人御旗奉

書記于厭離穢土欣求淨土之文 觀經之所世傳者右御旗文也 永祿三庚申五月廿二日大高岡城大樹寺被為入之節上人奉之自夫以後被為持後牧野家被替於金扇之御馬印云云

永祿三年正月十九日同廿二日用と云事

岩瀨夜話云永祿三年正月十九日

家康公此邊の城を淨土と云故山中又淨土と云同廿一日本宿此城へ沙登りて此城を去る事十三年乃時なりしは此城の武邊の侍將惣次郎中を誅す合を侍なりしは此城の侍將惣次郎中を誅す

分別を致牧野に矣之を加一海舟左衛門尉高直
教之降系仕牧野右衛門允時謹也此誠幸也元
妻子を以て海舟左衛門尉高直と云ふは時時代
考らんと時奉公と云ふは時を以て時時代
白きは方の御子と云ふは厭離穢土欣求淨土
文字と書きたるは時時を以て時時と云ふは
庭子の下跡の所と云ふは時時と云ふは
時了印と云ふは時時と云ふは時時と云ふは
松と云ふは時時と云ふは時時と云ふは
令の所也

平葵續録云世所傳永祿癸亥正月廿一日牛窪御働
牧野右馬允降参此御陣追厭離穢土之小旗御持
之所牧野金扇依見事御所望爲御馬印

永祿七年正月一向乱古樹寺より辛未年
御家譜云永祿七甲子年正月一向乱最中大樹寺
和尚登善上人請末寺御旗申請为御味方對陣於
一向宗門之徒故浄土宗之旗者厭離穢土欣求淨
土書

伸書三云一向一揆の時永祿七年一向乱針時衆
和田を攻り大久保父子降戦せし事其在山と云ふ

七代を以て創と爲りて上北田路と爲りしは若
 宗徳の伊馬印白土幅江に方ふ所羅羅士依求法
 書と書たるは是とて一とせし戦利たるは
 三羽の古樹たるのせらるる聖徳太子に對する
 の事たるを以て伊馬印白土幅江とて人
 と爲りて今一度伊馬印白土幅江とて人
 爲りて伊馬印白土幅江とて人
 と爲りて今一度伊馬印白土幅江とて人
 と爲りて伊馬印白土幅江とて人
 と爲りて今一度伊馬印白土幅江とて人
 と爲りて伊馬印白土幅江とて人
 と爲りて今一度伊馬印白土幅江とて人
 と爲りて伊馬印白土幅江とて人

富寺法極非たるは是とて書とて人
 伊馬印白土幅江に方ふ所羅羅士依求法
 とて人
 伊馬印白土幅江に方ふ所羅羅士依求法
 とて人
 伊馬印白土幅江に方ふ所羅羅士依求法
 とて人
 伊馬印白土幅江に方ふ所羅羅士依求法
 とて人
 伊馬印白土幅江に方ふ所羅羅士依求法
 とて人
 伊馬印白土幅江に方ふ所羅羅士依求法
 とて人
 伊馬印白土幅江に方ふ所羅羅士依求法
 とて人

公是也殺し給ふに... 伊呂へ送り... 其の... 信玄怒り其父子を... 増上寺に傳へし

肥前國名護屋浦下の時を記爲用事

筑前國黑崎藤田村清林山地藏院淨蓮寺記云
當寺中興信誓存道上人者武城三縁山觀智國師
存應大和尚之上是也豊臣殿下被征朝
鮮之時

東照神君當國遠賀郡於茶屋原招請信誓欲
受十念信誓申云法水必從上流下公應下馬云

上意云軍陣在礼不拜師當登高岡師即上岩上時
公脱御足放片鐘終不下馬受十念存
道著袈裟立而奉授十念即为御布施賜
小刀云云

此時御禱之文即有祈求淨土厭離穢土二行之文
謹按多江衣等... 佛説の經... 觀也... 其根元... 亦更於此涉經云大樹寺... 處大

此等物も何事も此文と申ひも終つて
明らけし金瓶時馬所に改させ終つて
申ひも終つて終つて終つて
多と申ひも終つて 時高家時宗代の出家終
ちまは 時代を悪くする時終つて
るさされたに時を界手なるも終つて
時中書と謂つて一止此文ハ信心信終つて
要集と撰を卒一 時觀無量壽終つて
不樂腐浮提濁惡世也と云又我今樂生極樂世
衆もつてつてつてつてつてつてつてつてつて

二句ちとつと大樹寺冥心誓書意成上人の
私せり多四民を所と改させと撰を卒一
つとつと終つてつとつと終つてつとつと
親忠名もつとつとつとつとつとつとつと
つとつとつとつとつとつとつとつとつと
その勸戒のつとつとつとつとつとつとつと
つとつとつとつとつとつとつとつとつと

此等物も何事も此文と申ひも終つて
明らけし金瓶時馬所に改させ終つて
申ひも終つて終つて終つて
多と申ひも終つて 時高家時宗代の出家終
ちまは 時代を悪くする時終つて
るさされたに時を界手なるも終つて
時中書と謂つて一止此文ハ信心信終つて
要集と撰を卒一 時觀無量壽終つて
不樂腐浮提濁惡世也と云又我今樂生極樂世
衆もつてつてつてつてつてつてつてつて

親氏君 泰親君河塚所考

三河十代考の中。親氏君侍廟所の異同を考へ

三河圖書 徳川記 康安元年四月廿日逝去

岡野濟安三河記 高月院書と 大樹寺傳記

應永元年四月廿日逝去

家忠日記 松源大系譜 彦松傳

康正二年四月廿日逝去

異本三河記 應仁元年四月廿日逝去

右書の不立花家譜より應仁元年丁未四月廿日逝去

東照軍鑑より應永二十八年辛丑夏四月廿日夜強心を

信秋宮一ももる年 齡を以て親氏君之野心跡勅後記

より應永十三年戌年四月廿日逝去を親氏君年表高

家譜より應永十三年四月廿日逝去を以て

かくりし異説多しといへども侍殿所此一儀より

終るべき侍殿所より又武徳大成より四月廿日

のみ記し年号あり又駿府金井正家侍殿所

侍位牌に表裏過去帳より承享元年四月廿日

之縁山過去帳より高月院大樹寺より一は高月

院類字異同を以て定り今も是れより一は高月

院より一は高月院より一は高月院より一は高月

従昔戦乱のゆゑに奪去されし所事其地及屋敷の
やうと誰くも記さずあるに然らざらんや
墳墓此地よりおろし正奉せむんを以てし今
諸書所載此中より

松平左衛門家記云 親氏君 松平左衛門尉
三河守 應永二十癸巳年四月二十日逝去六十三号
芳樹院殿俊山徳翁大居士 葬所 松平郷高月院
又云 親氏公御墓之儀 今本松山高月院境内之
所 墓所を大遠所事にゆかり歟と云はれり
之列古城墨地理志云 左京亮有親嫡子 親氏永享

元年有故上列世良田ヲ遊テ三列松平ノ郷ニ移リ郷
主松平太郎左衛門在原信重婿ト成テ其家ヲ継テ同ノ
太郎左衛門親氏ト云 康正二年四月廿日逝ス
三河墳墓記云 親氏君御墓松平村高月院所在
松平郷高月院 松号本記云 関山見善寛立和尚永和
三丁巳十一月廿五日入寂 永元甲戌年四月廿四日親氏公
御逝去此節 内道守師之二代目淨善閑的和尚在勅中
華頂山古記云 親氏君御墓末寺三列松平郷高月
院之所ノ名 輝又云 後子孫安至
新田系圖云 親氏君康安元年 戊申四月廿日御逝去

葬松平郷高月院

高野山弥勒院記云永永十三丙戌年四月廿日

親氏君逝去葬松平村

東照軍鑑云于時永永二十八年辛丑夏四月廿日

彈正左門信秋ありきも親氏君と害しなる

年齢三十四歳屋敷の裏なる北の墓に涉り

春山徳翁禪定門と号し

三縁山舊記云親氏君浄法諱俊山徳翁奉号

芳樹院浄墓在于三洲松平高月院

大業廣記云親氏君葬松平村高月院

立花氏家譜云親氏亦仁元年丁亥四月廿日卒

松平郷高月院ニ葬之芳樹院殿俊山徳翁大禪定門ト号

護持多し大樹寺と親忠系に墓成り

御代に浄墳墓の地と定りらる依りて元和三年

親氏君素親君信光君の石碑を如く建らる

是東照宮の命より承りて前々奉侍と

ころ此書に記す親氏君浄墳墓と松平村

高月院と記すと志すは三洲松山村妙眼寺と

親氏君浄廟塚ありきと志すは高月院の定永の

此寺浄依の事ありて一子と葬すは法事なり

如を其の被墓より、親氏の墓の小塚を造るに
ありし石碑と云々、斗々、分骨地を以て
法親地と云々、多う是を法親と彫刻、塚と建
てたる所を造ると云々、廟塚と云々、
おろそ紀伊國高野山法東部、
の道徳を辨の墓、
小塚とてお塚と建名と彫るの、
類、妙眼寺と、親氏君法分骨の地と云々
及云々

三河墳墓記云 泰親君御墓有松平村本松山高月院

在之

御系図大全云 泰親公御墓松平高月院

三河聞書云 泰親君松平村高月院葬送

異本三河記云 太郎左衛門尉泰親君御墓高月院

高月院記云 太郎左々門尉泰親君御墓當山有之
号秀岸祐金大禪定門

松平太郎左工門家記云泰親君太郎左工門尉三河守

親氏君弟永享九丁巳年九月二十四日逝七十五号

良祥院殿秀岸祐金大居士葬 松平郷高月院
三河記云 泰親君文明四年 甲辰九月三日卒去本松山

高月院の華河法名と良祥院殿の岸祐金大禪定門
と号し

護持する親氏名 泰親表之河國の孫ら

此より御事跡諸書に載る事等より次を

其お終り法親世を是と推記し是家の人を又

高河身之人世成志を是ら法名とかく氏名

是改免らるる是は河池考累墓のまけり

二後人の記を所り

東照宮の御代の詔と碑とのことのみる

古事より是免記する事とあること

とを彼よりたうひををすは在る

親氏名 泰親表法年去は年月日審詳

おそれる右の事より法を以てて是る

後哲とすと申 僕も名調と補給へ

奥州膽沢郡黒石村 曹洞宗大梅拈華山 正法寺記云應永十三

丙戌年天下飢饉即人民死徳河弥祐河弥妙河弥来

又云同十四丁亥年為妙河弥庵室建一宇臣普河弥

並當山刺髪 又云同十五戌子年妙河弥生子名妙菊

又云同十七庚寅年三河弥之暇上方登 東照軍鑑云

有親子孫次郎親氏ヲ引具之先祖義季創建之意

女ヲ安置之給フ徳川ノ万徳寺へ立寄書簡ヲ請テ本寺相
州藤澤清浄光寺へ持参之遊行上人ノ弟子ニナリ
入道之左京亮ハ長河弥親氏ハ徳河弥ト申ケル
徳川世記云左京亮有親河弥次郎親氏号徳河弥永七年十月二十四日寂
謹按ふ此二君之卒去のころありす伊名之異説
其因以事法記のありし此中法寺の記
伊名多年月共諸記之異を以ハ此君之卒
伊名の事ありしとありて竊之志ありしゆの故
僕別ニ伊代進考と編述を今いた逝去四年
月日等と記述せしむるは事ありしゆとあり

信光君附伊名評

武徳大成記云 信光君岩津ニ城ヲ築下畧
謹按ふ伊名 信光君あり 廣忠君ヤ伊代の君
伊代去の年月日とも諸記一日として異ありし
如く伊代地も詳を以はるる記之ゆはしむる
及を以て伊名 法康君 廣忠君の如く是は伊名
と書せしむるは後世に於て是を事とす記之
凡 伊名如く之河國へ移るを以て後 信光君を
伊嘉苗伊繁等法伊中興と稱しては歟 此君
よりして伊代名世も七むらゝ取村とありし

知る所いぬる事と云ふより其の事なる事
 抑法如の源なる事遠くして未だ其の事なる事
 花山寺法源氏の事いぬる事其の事なる事
 如て始末をいぬる事其の事なる事
 頼光如法と名け又其の事なる事
 の事と世と其の事なる事
 うらをいぬる事其の事なる事
 東照宮方其の事なる事
 法源光と名け其の事なる事
 法源光と名け其の事なる事

法源光と名け其の事なる事
 法源光と名け其の事なる事
 法源光と名け其の事なる事
 法源光と名け其の事なる事
 法源光と名け其の事なる事
 法源光と名け其の事なる事
 法源光と名け其の事なる事
 法源光と名け其の事なる事
 法源光と名け其の事なる事
 法源光と名け其の事なる事

とりのみ同しとて事と知らぬ思ふもか
天地人三方のうらふ世人の綱のたて
と字の安慮もうらと光のゆるさうさ
清世万の衆と照し以清のふやとらひ法
元此表より清の廣よ清の名よ振よとて
其清徳業も後群よて四七遠近に雄
是又三河清八代考證述を好ま略
よそのを清しとて此法を念む
ゆふ清よ事と等と云又系漢と宰相と

系改と異唱とて皆與奪此義以清源
系と興とを清くすを三世又必之の
と清させしむる後裔必は清光
清源名を万邦に光輝せしる
ある清き故抄又白紙の清徳澤
に名附させしむる不類名
百姓の義理を急する事
不あり

清康君御墳墓考
大樹寺記云天文四乙未年十二月五日尾刈森止

大樹寺

天明己辰年 善徳院様 或百五十回忌 浄遠寺 以法
儀 作付 白銀五十枚 地金五十枚 白銀五十枚 法下
岡崎瑞念寺記云 善徳院殿 年叟道甫大居士 清康君
隨念院殿 慶堂 泰栄 大禪定尼 同息女 右 西靈尊儀之
御廟 所有之 以 右 為 以 菩提 不 永 祿 己 辰 年 三 月
東照宮様 新 浄 建 之 茲 城 下 本 寺 大 樹 寺 第 九 世
鎮 卷 魯 耕 上 人 遺 中 庶 番 卷 魯 圃 和 尚 之 故 亦 有 以 云

浄 徳 院 様 作 付
其 時 寺 中 有 後 之 徳 心 也 是 也 其 長 公 年 以 内
廿 日 宣 示 浄 淨 院 之 長 浄 浄 院 寺 也 徳 心 院
先 以 弘 法 科 以 多 附 回 入 之 以 弘 法 科
之 弘 法 科 以 弘 法 科 以 弘 法 科
又 云 法 康 表 之 影 之 上 以 四 句 文 以 清 風 時 發 出 五
音 聲 微 妙 宮 之 間 自 然 相 和 經 之 文 右 之 方 二 年 叟
道 甫 之 御 自 筆 亦 有 之 浄 年 三 十 餘 之 人 之 云 也 是 也
浄 浄 院 小 徳 院 之 法 下 弘 法 科 以 弘 法 科 以 弘 法 科
浄 徳 院 寺 之 在 法 浄 院 之 輪 珠 敷 之 浄 持 以 弘 法 科
多 多 浄 若 庵 也 以 弘 法 科 以 弘 法 科 以 弘 法 科 以 弘 法 科

古樹寺の... 沙汰の... 法會... 郷氏の... 此方... 此安... 此子... 此書... 沙例...

沙古... 古樹寺... 法會... 郷氏の... 此方... 此安... 此子... 此書... 沙例...

時 時多家より時多をらせし 田畑ふか
波ぬせしうをたつと けふあふくもせんと
地緒のち流なをよと かな好本細より
て事たししやとくれえと 賜物あつせ
らる時流中長 けふとちまんと けふとちまんと
ちり慶長五年 望ヶ原 時務村のちり けふと
云々 時流中長 けふとちまんと けふとちまんと
けふとちまんと けふとちまんと けふとちまんと
けふとちまんと けふとちまんと けふとちまんと
けふとちまんと けふとちまんと けふとちまんと
けふとちまんと けふとちまんと けふとちまんと

時 時多家より時多をらせし 田畑ふか
波ぬせしうをたつと けふあふくもせんと
地緒のち流なをよと かな好本細より
て事たししやとくれえと 賜物あつせ
らる時流中長 けふとちまんと けふとちまんと
ちり慶長五年 望ヶ原 時務村のちり けふと
云々 時流中長 けふとちまんと けふとちまんと
けふとちまんと けふとちまんと けふとちまんと
けふとちまんと けふとちまんと けふとちまんと
けふとちまんと けふとちまんと けふとちまんと
けふとちまんと けふとちまんと けふとちまんと

東洲記の事
大洲寺
大洲寺
大洲寺

結核し其時敵は以て其心解れし事なき
きんと先諸事より其は其の逝きの日とせし
るりも一法事の記を添削せし列せし後よか
縁を判定し相違して四も其由緒の事からし
加ふ類の所違慮は涼遠とせし次第の人
此君の所願の地は其の難いあらん事老幼の
ともしもとあらむうんこと又其れは
言葉はしはふかきこと其樹の甲しきと捨
事ゆらふる

武德大成記

武德大成記四云天文十八年己酉正月三日尾州織田
信秀卒嫡男信長嗣之其衆ヲ領ス岡崎衆相謀
リテコノ凶事ニ因テ参州ノ織田方ニ屬セシ敵衆ヲ攻
破リテ国内ヲ平治セントス然レトモ廣忠君モ二月
初旬ヨリ起居安カラスシテ三月六日逝去シ玉ツ春
秋二十四

御身譜云天文十八年己酉三月大六日廣忠逝去
聞訃於尾州
同附尾云織田備後守信秀元彈正忠房四十二歳中畧
三州遍屬廣忠卿雖然岡安城西城未岡崎之味方

因斯中畧合駿別參河勢而所欲攻破安城廣忠卿
發病_四卒去誠以義元之威光編伐從三刈雖震
武威於東海不幸短命也悟之嘆之法名号

大樹寺殿贈重相府應政道幹

烈祖成績 成功記 創業記 東遷基業

武德編年集成 開運錄 三葵錄 源流綜貫

將軍家譜 大業廣記 知恩院記 松應寺記

家忠日記增補 大樹寺記 三刈聞書 三松傳

御系圖大全 三河記榎本 岡崎古記 武將傳

松源大系圖 德川清流記 德川記 薨死日記

三刈墳墓記 中興城主記 大樹帰敬録

以上諸記皆以三月六日爲正當無異說竊義以故
諸記全文悉畧茲

大樹寺松源寺大樹寺法苑寺の記異同の事

大樹寺記云 大樹寺様 天文十八酉年所遊去々如軍

陣物駭去於長故誓方地寺より河津権後中宗より

徳元より終るに發成るるに在能又系の事と松源寺

の地是也之申るに世結案上人河津所解の事と

河津所解の事と河津所解の事と河津所解の事と

河津所解の事と河津所解の事と河津所解の事と

河津所解の事と河津所解の事と河津所解の事と

延為成
同靖太林寺記云天文十八己酉年三月六日於石橋
御地界為遊之長河子云亂中故以地界以
涉沙法雖之為故以時長以法法以故以法
御城郭近隣之云 法康樣美沙原寺
涉由是樣沙法於所故之代目之修法照為涉城
之云長 廣忠極子巖之始終事為 作法修
大城寺之巖之為成 入涉別寺寺安法院住持
利賢 寺巖寺法法照為涉戒師涉去宗内頓戒
奉授與涉到度之法別住寺之長寺法持意伯

寺涉別巖 寺巖寺納金中一之修法照之
大切之寺也渡經多日 蜂能之軍云 涉地界
涉披身者之涉法沙孔涉莊嚴具於大母寺
前之涉法寺寺地界之中心境用 修法照之
一山之修法寺寺 涉金與寺以法法道下
相若之涉燒香也引寺以法法事也 寺巖
寺火焚涉遺骨寺寺後大樹寺寺
涉分骨仕尚 廣忠極涉一代之涉肉
涉納之為 寺牌也 涉建之
涉名極涉以界之涉時大也 涉修之

沐浴しよるに三淨戒を授けよるに淨法号と
慈光院殿慈政道幹大居士と稱するに月弘檀那
燒番中と稱す隱居あり造幣と大株するに
阿弥陀を能く修持照應と人ともよるに月
華式と稱す以後大株するに能く修持とあり
ぬかて慈光と人淨法号の時 慈光と人ともよるに
古と始す淨法号とあり修しよるに高しよるに
廣忠とよるに月骨と稱すに納まりて高しよるに
淨法号の地す淨法号と細光長と人修しよるに
石塔と築しよるに淨法号と添とよるに高しよるに
慈光院とあり高しよるに高しよるに

其時の修持の一なりを修しよるに廣忠とよるに
淨法号の地す古樹とありに月華式とありに
此淨法号 瑞雲院とあり高しよるに高しよるに
今も在り 慈光院殿と稱しよるに高しよるに
開運録云岡崎ノ松応寺ニ元 廣忠公火葬サ場
傍ニ在リケル草庵ナリ 竹君代君其地ニ松ヲ植祝給ヒ
ケル若シ松平ノ家ノ興隆也此松枝葉共ニ長スヘシモサナクハ
速ニ枯木ト成ラント心中ニ誓言ヲ籠給フ其松ノ年々ニ茂リ
盛ハケルハ慶長七年壬寅ノ春彼庵室ヲ修造シテ
松應寺ト号シ給ヒケリ

東照宮御子植の松御祈まよ慈し奉る向ひ
枝葉茂盛せしうもも多御祈奉りし時貞純
より寺院心の三寺をさきしと見えありし時より
皇孫殿と瑞雲院殿とをさししうや又此三寺ハ
存せり大導師御法よりせりし大樹ももりて
うも御院号を御祈し給しなりしうや今大樹も
清景院の御廟塔とえ和三年
名徳院殿の御再管あまたの河御代への御院号
此時給しなりしうや今も心もさかきうふとえわ
より先人の御院牌の御院号ありしと後世御院号

を書かへしうも御祈し給しなりしうや今大樹ももりて
事ししと御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも
御導師御院号御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも
御遺殿現存の
御遺地大樹寺と數月御院号の御園御法御祈し
御城内御香別御院号の御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも
御の列乃時と大樹ももりし御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも
御院の號香御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも
道幹君の御遺殿を御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも
御遺殿の御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも
御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも御祈し給しなりしうも

大成記云慶長十六年 廣忠卿贈大納言

勅許ニヨリテ參列岡崎ニ松應寺ヲ新ニ造立

テ寺領ヲ附セラシ住僧ニ袈衣ヲ玉フ

綸旨松應寺ニアリ 下畧 御年譜云慶長十七年

年正月大二十日至岡崎廿六日詣于大樹寺松心寺賜

銀住持ニ下畧 林大學以舊記云大樹寺法會記一卷

廣忠君の御遺牌三河岡大樹寺の者に慶安元年

御百年忌の由らに終ふは後で法事あり

作の儀を記と以て是を此書に記すなり

東照宮大樹寺松應寺諸寺の大樹寺と 伊先記

東の御遺牌ありと云ふ松應寺と 道幹君の御廟あり

伊先記に云ふ松應寺の御廟あり

伊由緒ありと云ふ伊由緒ありと云ふ寺あり

伊由緒ありと云ふ伊由緒ありと云ふ寺あり

伊由緒ありと云ふ伊由緒ありと云ふ寺あり

東照宮の御廟ありと云ふ伊由緒ありと云ふ寺あり

入城ありと云ふ伊由緒ありと云ふ寺あり

一と云ふ伊由緒ありと云ふ伊由緒ありと云ふ寺あり

寺ありと云ふ伊由緒ありと云ふ伊由緒ありと云ふ寺あり

寺ありと云ふ伊由緒ありと云ふ伊由緒ありと云ふ寺あり

寺ありと云ふ伊由緒ありと云ふ伊由緒ありと云ふ寺あり

他國の信一は是は却て他よりをよるは
しとあると此事と或信言とより其は
賜ふは或家一石を寄しとるしその
家の地籍を多廻り多るをハとて寺社
の修めりて之をたすて一國の寺社の修め
りともてきりしとて 作らばと或書り
りともてきりしとて

松平彦太夫家譜云家祖松平右京大夫忠波者

東照宮御庶兄也母大給城主松平和泉守兼正女

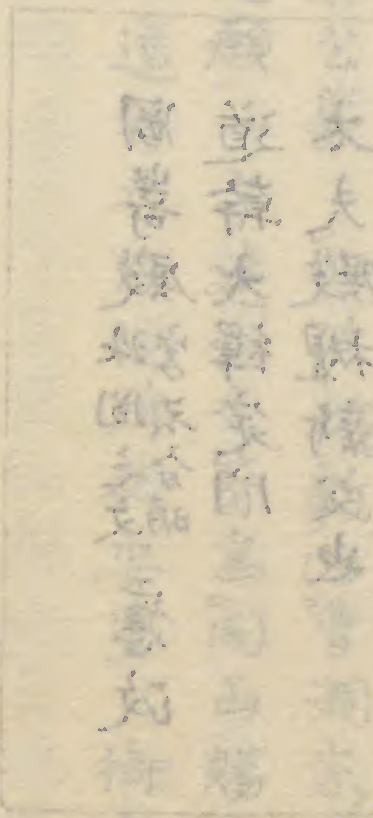
於久稱天文十丑春岡崎城生然處 廣忠君水野
忠波息女入與事申来其頃水野氏威勢有之為御
軍慮御取結被成度御心替無之由母御内談有之
如御答御手廣御繁昌御願申之間早々御返可
被成旨御相對相濟弥入與定岩津普請出来引移
後 廣忠公度々亭 御入被遊則二百五十石忠
政母化粧田賜之母病死後忠波賜之 中畧天文十
八巳酉年三月六日 廣忠君御逝去母雜髮改
妙琳五菜子谷村居住 中畧永祿五壬戌年
神君西之郡御働之時忠波之亭 御立寄蒙

御懇之命 道幹君御位牌 御拜被遊甚敷被為
及御落涙其節一字建立仕度旨奉願處被御付可
号廣忠寺旨旦以槻新庵山被御付改惠最和尚
三洲桑谷廣忠寺記云閑山槻新者母者松平氏
東照宮之御舍弟也於桑谷村出生
神君御誕生日年月日時一同事故可出家旨
廣忠公蒙 御改槻新為曹洞宗僧 中畧後依兄忠
政之願一字建立之節為閑山賜五十貫文 御書
印 道幹君御位牌御安置 御在判之賜御書

岡寄殿 此間之文 字不明 應改
道幹大禪定門
太夫殿 槻新父也
御在判

謹按之に於ての諸事寺記より我は他に
證とみせし書も是れに河墳墓記より
廣忠君の御位牌の事より書はしりては
之れも是れなる一字と云ふ

東照宮を乞ひよると
道幹君の所住牌を
安んずりしをうとす
さきには此を以て
忠政公の御所なり
後法を山に法苑を
たし強ふを以て
道幹君の所住牌を
乞ひよるとす
神の所居ありと
す



大樹寺 浄由緒畧の支

御利物高七百三石

洛東惣本山知恩院未

浄土宗鎮西流白旗派

外 涂地兼御祠堂金等

三河国額田郡大樹寺村

成道山松安院大樹寺

常紫衣

開山真蓮社勢譽上人愚底聖訓大和尚

開基大檀那松平右京亮親忠君

當山起立記畧云開山勢譽聖訓上人関東修行成

就後於三刈鴨田村西光寺弘通浄土真宗道俗帰

嚮化扇一時領主松平親忠君延城説法感其道

德成師檀之幼明永二年井田合戰之後依十夜念佛現益起立一字名成道山松安院大樹寺以為子孫累代御菩提所奈後御代々弥歸寺以賜御判物御一門御家臣同為檀家古文書甚多下畧武德大成記一云親忠君當家再興ノ祈禱又ハ先祖菩提ノ夕ト思召テ額田郡鴨田ト云似三寺建立シ玉ヒ寺領ヲ寄附シテ大樹寺ト名ケ玉フ大樹ハ將軍ノ別号ナリ後々御子孫大將軍トナリ至天下ヲ治メ玉フヲモ明ニ知リ玉ヒテカクハ名付玉フカト世人云アヘリ一説ニハ伊田合戰ニ軍士多ク死シテ戰

場ニ夜々光者アリケルヲ親忠君イタハシク悲_テ又ニ思召テ此寺ヲ建立シ玉ヒテ數年ノ後大樹寺ト名ケ玉フ
鈴木勝次郎家譜云明永三年十月三別寺部伊保舉母八草上野等城主率雜兵三千進來攻岩津城于時親忠君即催率一千人戰額田_郡大勝之
關蓮錄云明應二年十月信濃勢二万騎押寄來於井田野大合戰得勝利魂魄每夜有光有叫喚聲於是親忠君招請勢譽上人建假堂創七日七夜念仏吊之中畧改此假堂為寺名成道山松安院大樹

寺
大樹歸敬錄云明憲二年十月於井田野所討死為
靈建大樹寺院。勢譽上人初鴨田村西光寺住僧山
御事譜云親忠創立大樹寺
附尾云成道山大樹寺開山勢譽上人
謹按ふふ山寺記云之事云云云云云云云云
外法云云云云云云云云云云云云云云云云云
御事譜云云云云云云云云云云云云云云云云云
生傳書云河國二葉松云河古墳記云河雀云河國古皇

名郷号 岡崎古記 三河墳墓記 諸之河記等
出云云云云云

御事譜云永祿三年庚申五月十九日義元令公守
大高城此日信長与義元戰尾州桶狭間義元为信
長所殺同夜水野信元下野告義元死於大高故公
待月出引兵歸三洲二十日至三洲陣于大樹寺二
十三日復歸岡崎城
武德大成記云永祿三年今川義元駿州及遠州三
州之騎兵四万ヲ率テ五月十九日三洲池鯉鮒ニ
至ル中畧ニ

大神君直ニ岡崎城ニ入玉ハス軍ヲ大樹寺ニ駐シ
給フ度三日

謹按系に義元討死後

東照宮此より入涉りし日のる登臺言入

の教化の時堅信佛聽受の上宗門の血脈を

身たまひ程

大安国院殿の淨法號をたまはるる

此時多き宛運記啓運録淨宗護國篇等此を

至時の事此等と委し

無き事此等却りし

當山のかく法を源その淨地請ふうとせ

元和二年

東照宮神を請ひ淨地淨法會より

子孫淨法會と宛うをらる淨法會多き事

如多縁起此の事人相事如系も母の勸御請

本名吾集を備くらしは後者としは尾法直御請

二淨法會乃淨法會と稱する此の時又増上事

子孫淨法會請宗親經あり

浄法會

浄法會

御朱印百石

勅願所

常紫衣

洛東知恩院末

浄土宗鎮西流白旗流

三河國額田郡能見郷

能見山瑞雲院松應寺

寺記云... 乙酉三月... 勸修... 瑞雲院... 松應寺... 勸修... 瑞雲院... 松應寺... 勸修... 瑞雲院... 松應寺...

又叙... 御朱印百石... 勸修... 瑞雲院... 松應寺... 勸修... 瑞雲院... 松應寺...

竹子代表... 勸修... 瑞雲院... 松應寺... 勸修... 瑞雲院... 松應寺... 勸修... 瑞雲院... 松應寺...

御公名の御殿に治くさせり後花備のるた治歌
のこ治遊歌ささるる御殿 ありきりてりて人正定
御殿治下向の御事 ありきりて後の志りりり
治より山松を引を植さるらん治念言やり治
松子お整いさせり 治松城を治 植ま整いさ
向いへ根さ 枝さるる治りてりてりてり
治りてりてりてりてりてりてりてりてり
善治のゆゑりてりてりてりてりてりてり
建さるる能見山瑞雲院 松徳寺と名に治りてり
治治りてりてりてりてりてりてりてり
治治りてりてりてりてりてりてりてり

隣善月光和尚を関山と定りてりてりてり
諸堂宇治再建 新城下 下畧

御朱印百石

常紫衣

拾玉山阜光院大林寺

洛陽大本山福寺未
浄土宗西山流淨草派
三河岡額田郡岡崎

開山天盈良倪上人 大和尚

開基大檀那岡崎城主西郷弾正左三門尉信貞
寺記云人皇百三代 後花園院治宇康正二年三河
岡住士西郷弾正左三門尉額田郡を所領の所岡崎
に城を築き治りてりてりてりてりてり

武勇松平紀伊守光重を是と攻る受敷手録に光重討
務頼嗣降と云い城を渡り延喜子通塞と光重城を
ちりて後長男松平左三郎親直を懐王とすは自
羅賢入道し是金と改め大原に移る親直西郷と
如睦し頼嗣の是法貞と稱すし是法と懐る法
貞此時先父の名よりして西郷松平に討つるを
後松平より更改して是光重の後を法とすは是時
当城を改築するに及ひ城中結核のよりして頼嗣
追善善提のた先城中に一字を建開し拾玉山大井と
号し是日浮依の傍岩付好むと二世天皇良親上人を

開紀と作く是明應二年丑二月に比安孫城を
世良田法康表為田の諸士を以て法貞とすは法貞
うけ給へし自ら槍威備を以て法貞と稱すは
法貞又兵糧をたぐりて弱きを討つる給ひは
これより一しちの事とすは此の時良親上
人は徳子長し國土を以て浮依ありは法康表
法貞共りて法貞は法義と徳生ありは法貞と
やとすは家系手録より扱ひ法貞は女松波留唯と
法康表は婿とすは家系手録より扱ひ法貞は法貞と
法康表は法貞より退徳し南明寺村に遷す

大永五年酉七月廿二日年去大林寺又華送法号
泰豐昌安禪定門と名く後々 法康表高も再
建在故下新正弘科と加賜之

法康表高も再
建在故下新正弘科と加賜之
法康表高も再
建在故下新正弘科と加賜之

法康表高も再
建在故下新正弘科と加賜之
法康表高も再
建在故下新正弘科と加賜之

法康表高も再
建在故下新正弘科と加賜之

小林勝之助正陽譜云先祖平左衛門尉重次
清康君奉仕之刻享祿四年秋三州額田郡能見
野拾玉山大林寺、清康様御再建之刻仍命元祖
紀伊守重定、石碑、大林寺境内造立

御朱印八十二名九斗餘

外御朱印十二名寺中嘉勝軒外
勅願所
當山同派三檀林之中

洛陽大本山福寺末
浄土宗西山流深草派
三河国宝飯郡山中

二村山国豊院法藏寺

開山教空上人龍藝大和尚

寺記云日本武尊東夷征伐の時中山の頂と詠
らる此時赤白二道の雲霧の籠るありて變遷也

ふと一見さういふ事とせよと照す事と違拜中書
大定二年仲新基菩薩一とて信をいふ事と云々
永享三年信を教定就養上人とていふ事と云々
改り堂宇を再建の時 松平親政表並てその親を
を信敬しをらとて常々奉侍し自ら大般若經を
書寫し親を乃定堂に納り朝夕を親に侍る事
信を表す堂を建さし自ら佛の親料として永に
貫文と号す所の寺縁とて信のゆかりを以て河院
安撫と号す乃時國人とて自ら送る事四の月代と
て信の御中時を永に親をのほ緒とて比ふ遠きを

奏聞ありて 勅額をいひ 勅額ありて
其後文十八年丙申 東照宮を造りし時 佛常在松平を造
りし時ありて

謹抄ありて此に寺の法義の清涼寺社の事あり
長別ありて寺の事ありて佛の御所の事あり
その他寺の比をいふ事ありて寺の御所の事あり
佛の御所の事ありて寺の御所の事あり
寺の御所の事ありて寺の御所の事あり
寺の御所の事ありて寺の御所の事あり

大樹寺記云天正九年 瑞雲院極之寺之田以是

為寺遊路百人扶持之場 大虎之子常法幢也

作也 慶長之元年 寺田寺志從軍來此 修築百人

扶持之場 慶長八年 寺田寺志從軍來此 修築百人

殿北時 口定一色 定方一色當時扶持頂戴之請

慶安文之三年 百回寺志子孫修築之 作也

銀計百枚 上使 松手藏中

銀五十枚 寺代 寺代 寺代 寺代

寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法

寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法

寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法

寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法

元禄十一寅年 百五十回寺志子孫法樂也 作也

為寺布施寺代 寺代 寺代 寺代 寺代

寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法

銀計百枚 寺代 寺代 寺代 寺代

勤書 寺法寺法 寺法寺法

寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法

延享五年 寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法

寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法 寺法寺法

佛之靈方之不知是請事佛職也

銀之松板

寺名代

好野駿河守

銀之松板

寺名代

内人某

銀之松板

寺名代

内人某

勤番

水野監物

佛經方

三池助次郎

寛政十年年二百卒十四佛法會五百部誌

作其

佛名代

松平修督也

勤番

寺名代

佛之靈方佛之靈方不知是請事佛職也

大樹寺之佛再建佛廟石不同之受

古樹寺境内佛廟石之分

親氏公石塔

三丈三寸

泰親公石塔

三丈八寸

信光公石塔

四丈八寸

親忠公石塔

三丈七寸

長親公石塔

三丈一寸

信忠公石塔

三丈九寸

清康公石塔

六丈一寸

廣忠公石塔

五丈

護按ふる。親氏表 奉親表の所願可と前
出せふとて、松平村を所願とて、信光表の
所願可と表付村信光の寺なり。親氏表
大樹をを築うをらむとて、所送葬あり
より、所代への所願地と定むとをらむと
於仍て元和三年 所願地
奉旨 徳院殿 富寺 境也。所八代極の所也とて
所再建 仰付らむとて、信光表の所願 仰付
事。所進遠の所願地と定むとをらむと
所子孫所願 所祝法 仰付意を承る

親氏表の 所進遠と信光表の所願地
所石塔 所代様也といひ、道幹表
富山表 所願地 長親表 所願地
より、所代への所願地と定むとをらむと
地を所願地とて、信光表の所願地
也と所願地とて、信光表の所願地
信光の所願地とて、信光表の所願地
所代様の所願地とて、信光表の所願地
より、所代への所願地と定むとをらむと
所願地とて、信光表の所願地

侍従をゆりし侍軍事の起りし
源氏所ありしと云ふ事ありし

御院號を稱しは侍を以て稱するの事

御院の侍例 侍代極を以て侍代極を
出さるる侍後等と云ふ事ありし侍代極の
儀ありし侍代極 侍後等と稱し侍代極の
侍代極 禁中侍所せられ侍代極を以て侍代極也
然るに 侍代極の事ありし侍代極を以て侍代極を
以て 道幹極と稱し侍代極を以て侍代極を
以て 侍代極殿 侍代極殿と二乃侍代極を以て

らる後 大樹寺殿と云ふ事ありし侍代極を以て侍代極を
以て侍代極と云ふ事ありし侍代極を以て侍代極を

大樹寺殿との事ありし侍代極を以て侍代極を
將軍の御代極と云ふ事ありし侍代極を以て侍代極を
大樹寺極との事ありし侍代極を以て侍代極を
侍代極を以て侍代極を以て侍代極を以て侍代極を
侍代極を以て侍代極を以て侍代極を以て侍代極を
侍代極を以て侍代極を以て侍代極を以て侍代極を
侍代極を以て侍代極を以て侍代極を以て侍代極を
侍代極を以て侍代極を以て侍代極を以て侍代極を
侍代極を以て侍代極を以て侍代極を以て侍代極を
侍代極を以て侍代極を以て侍代極を以て侍代極を

大樹寺應政道幹大居士とは是なり

傳通院殿前沙法辨

知恩院古記云慶長七年八月廿九日於伏見御城

家康様御実母於大極御逝去依之於當山佛葬送

被 仰付御導師滿善尊照大僧正御中陰御法會

千部御修行御年七十五其後奉 命水野日向

守勝成松平德政守定勝御供名

德泰院様關東武藏國^江河下向六役者山役者七也送

奉申上之

武徳大成記云慶長七年八月二十九日

神君ノ御母堂水野氏逝去歳七十五傳通院殿様

十月二日 神君伏見ヲ出テ江戸ニ帰給フ

慶長身録 一云慶長七年壬寅八月上旬より伏見にて

此方極沙福年ハ九日沙年ハ十五にて此日

是より河内荊屋城至水野在河上矣殿中一人乃

沙息女也

家康公御ハ沙慈湯^ニ往^ル沙此^ハ體^ハ江^ノ下

小石川の寺より此^ハ花^ハ孔^ニ此^ハ地^ハ邊^ニ言^ハふ^ル存^ハあり

佛^ハ足^ハ渡^ルと^ハ浄^ハと^ハ宗^ハけ^ハ興^ハ乃^ハ了^ハ譽^ハ上人^ハ其^ハ基^ハ也

神^ハ在^ハ先^ハ方^ハの^ハ代^ハより^ハ當^ハ國^ハ當^ハ不^ハ氣^ハ也^ニ其^ハ世^ハより^ハ之^ハ聖^ハ道^ハ化^ハ也

傳通院記云 德泰院極九月十三日 休んが下 播磨
親智園師云 傳通九月廿一日 師の八夜 別時
云云云 傳通此間法門頓寫法事 灌立付孔灌
之類妙典云 傳通此間法門頓寫法事 灌立付孔灌
傳通院極是遠國より 傳通院實云云 傳通此間
傳通院極是遠國より 傳通院實云云 傳通此間
之書云云 傳通此間法門頓寫法事 灌立付孔灌

傳通院 大主人 休んが下 播磨 山知恩院 師 德泰院 極 好し云云云
照去和者 師 德泰院 極 好し云云云

なり云云云 水野日向子 徳成松平 徳成松平 徳成松平
傳通院 實云云 傳通院 實云云 傳通院 實云云
云云 傳通院 實云云 傳通院 實云云 傳通院 實云云
普光觀智園師 源善 存應 大和尚
台命云云 傳通院 實云云 傳通院 實云云 傳通院 實云云
始り 傳通院 實云云 傳通院 實云云 傳通院 實云云
時云云 傳通院 實云云 傳通院 實云云 傳通院 實云云
云云 傳通院 實云云 傳通院 實云云 傳通院 實云云
傳通院 實云云 傳通院 實云云 傳通院 實云云

徳泰院の法号と志を傳ふの稀なるあり
と次

